

## お知らせ

### 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種の 指定追加について

令和4年1月19日  
経済産業省貿易経済協力局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

この度、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和4年1月24日に施行されることとなりました。

本政令改正により、小型サンショウウオ類等32種が国内希少野生動植物種の本政令別表第一の表二(うち特定第二種国内希少野生動植物種25種)に追加されます。

具体的な追加指定種や本政令改正の概要は、以下の URL を御参照ください。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(環境省 HP))

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/117238.pdf>

(「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について(国内希少野生動植物種の指定等)(環境省 HP))

<https://www.env.go.jp/press/110345.html>

令和4年1月24日以降、本改正による追加指定種の動植物種の含む貨物を輸出入される場合には、外国為替及び外国貿易法に基づく手続き等が新たに必要となりますので、十分御注意ください。

本改正に伴う我が国の輸入手続きの取扱いについて以下のとおりお知らせします。

ご不明な点がありましたら、下記「問合せ先」までお問い合わせください。

○本政令改正により新たに国内希少野生動植物種の本政令別表第一の表二(うち特定第二種国内希少野生動植物種)に指定される種(本施行令別表第1の表2関係)の貨物(動植物の個体、個体の器官、これらの加工品をいう。)の輸出入について

(1) 本政令改正の施行日の前日(今回の場合は令和4年1月23日)までに、税関において輸出申告又は輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、外国為替及び外国貿易法の適用を受けない種の貨物という取扱いで従前の例により輸出又は輸入することができます。

(2) 本政令改正の施行日以降は、輸入手続きについては、以下の URL を御参照ください。

※輸出の場合は、輸出貿易管理令別表第2の37に該当する貨物となるため、輸出承認

の手続が必要です。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/07\\_shunohozon/shu\\_ex.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/07_shunohozon/shu_ex.html)

※輸入の場合は、輸入公表三の七の(4)に基づく事前確認の手続が必要です。本手続は、以下の URL の「1. 事前確認制度」を御参照ください。）

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/07\\_shunohozon/shu\\_im.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/07_shunohozon/shu_im.html)

(問合せ先)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室

03-3501-1723(直通)